

平成22年第3回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成22年9月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局長	高野幸洋
事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第4号

平成22年9月15日(水曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番海老澤 勝君、13番萩原瑞子君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を続けます。

9番西山 猛君の発言を許可いたします。

9番（西山 猛君） 9番西山 猛です。通告いたしております2件、一般質問をしたいと思っております。明確な答弁をいただきたいと思っております。

1、事後公表式入札制度の試行とまちづくりの根幹について。

これは試行的に行われたことなので、いろいろな答弁があると思うので、広く答弁をいただきたいなと思っております。

昨今の日本経済、政治ともども混乱のもとにあります。中でも、国民不在の中央政治は、一部メディアにつくり上げられて迷走の一途をたどっている。これに対し、国民生活を支える雇用の安定や、次世代を担う国の宝・子どもたちを取り巻く環境の整備、さらには社

会保障など、国の根幹となる多くの問題解決が置き去りにになってしまい、私自身危惧を抱くところであります。

笠間市においても、例外なく、雇用情勢の悪化や景気の低迷は市民生活に直結する問題として、解決が急務であると思っております。

そこで、地域づくりから市発展に直接的影響を及ぼす市発注の公共事業全般について、次の6項目でお尋ねいたします。

1、現在実施されている入札制度を分類した上で、詳細の説明をお願いしたいと思います。

2、市内事業者のうち、入札対象者は何社あるか、分野別でお尋ねいたします。

3、一部発注事業に対応される隣接市町の事業者数を伺います。市内と同様に伺います。

4、入札制度の一部変更の実務内容を具体的に、またその目的と結果及び成果を伺います。これが事後公表入札制度ということだと思っております。

次に、5番、入札制度と地域づくりの接点及び関係について、これは当然入札制度と地域業者との関係、地元業者との関係を指しておりますので、よろしく申し上げます。

6、今後における入札制度の改革すべき課題、これはどういう点か、お伺いいたします。

次に、2番目として、自立と協働のまちづくりについて。

現今社会にあっては、あらゆる分野におけるコミュニティーが必要不可欠であります。笠間市の自立と協働について、そのビジョンを伺います。

一方で、現在施行されている区長制度と笠間市の行政の関係をお尋ねいたします。これにつきましては、7月の全員協議会で協働ということが出ておりましたね。それも含めて重ねてお尋ねいたします。

1回目、よろしくお伺いいたします。

議長（市村博之君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 9番西山議員の質問にお答えいたします。

現在実施されている入札制度を分類した上での説明ということでございますが、本市の競争による入札制度についてご説明をさせていただきます。

まず、一般競争入札は、予定価格が1億5,000万円以上の建設工事を対象として実施してございます。

次に、条件付き一般競争入札は、予定価格が1,000万円以上の建設工事で実施しております。入札実施の手法については、希望する事業者に入札会場に来ていただき実施する会場入札、原則としまして、3,000万円を超え1億5,000万円未満の事業にあってはインターネットを利用して実施する電子入札、1,000万円を超え3,000万円未満につきましては入札書等を郵送していただく郵便入札がございまして。

次に、指名競争入札でございますが、本市においては、原則としまして、建設工事は

1,000万円未満、財産の購入、役務の提供等を含めたその他の競争入札を実施する場合に、指名競争入札で行っているところでございます。

二つ目の市内事業者のうち入札対象者についてでございますが、現在、市内に本店を有する事業者で入札参加資格を有するものは271社でございます。内訳は、建設工事88社、測量等の建設コンサルタント19社、財産の購入85社、役務の提供等の事業者は79社でございます。

一部発注事業に対応される隣接市町の事業者数についてでございますけれども、現在、水戸市、石岡市、桜川市、小美玉市、茨城町、城里町の隣接6市町に本店を有する事業者で入札参加資格を有するものは1,065社でございます。内訳は建設工事370社、測量等の建設コンサルタント231社、財産の購入216社、役務の提供等の事業者は248社でございます。

なお、平成21年度に実施しました条件付き一般競争入札のうち、入札参加条件を隣接市町としましたものは7件ございまして、参加事業者総数は59社であり、うち隣接市町事業者数は43社、この隣接事業者の参加率は72.9%でございました。

次に、入札制度の一部変更の内容、目的、結果及び成果についてでございますが、本年の1月より、市内関係業者に周知した上で、競争入札に当たっての建設工事の一部で予定価格の事後公表を行っておりますが、入札の実施方法は会場入札で実施しております。

この事後公表による入札は、国等からの予定価格の事前公表の見直し要請に対応することを目的として実施しております。これまでに、建設工事の入札について事後公表で実施したものは13件でございます。内訳は、条件付き一般競争入札12件、指名競争入札1件行っております。

予定価格の総額が4億9,701万7,500円のところ、落札金額総額は4億560万4,500円でございます。落札率が最も高かったものは、指名競争入札で行ったもの1件が100%でございましたが、最も低いものは64.76%であり、平均落札率は82.60%でございます。入札参加者数は、指名競争入札で実施したものを除きますと最大10社、最少4社で、平均の参加者は7.2社となっております。

一方、ことしの1月以降に予定価格を事前公表で行った条件付き一般競争入札は28件でございます。予定価格総額は6億3,953万4,000円のところ、落札金額総額は5億4,351万1,500円でございます。落札率は、最も高いもので96.44%でございまして、最も低いものは64.02%であり、平均落札率は87.36%となっております。入札参加者数は、最大で9社、最少2社ということで、平均の参加者は6.4社でございます。

平均落札比率で4.8%の差が発生しており、入札参加者数では0.8社の差を見ることができることから、事後公表した場合の方が競争性が高くなっているようにも見受けられます。しかし、実施件数がまだ13件と少ないことから、今後とも継続的に実施した上で、事前公表する場合との検証作業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、入札制度と地域づくりの関係についてでございますが、さきにご説明いたしましたし

たとおり、入札執行に際しての参加要件等については、透明性、公平性、競争性ととも、地域発展の担い手となっている市内の企業への受注機会の確保は、企業の育成、地域雇用に資するものであると考えております。

さらに、総合評価落札方式などの拡充によりまして、入札金額だけではなく、企業の施工実績、配置技術者の資格や経験、地域貢献等を加味し、工事の品質確保等とあわせ企業の育成を推進してまいりたいと考えているところでございます。

今後における入札制度の改革すべき課題であります。建設業等を取り巻く厳しい環境が続く中、地域の雇用を確保し、地域産業として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のため、公共事業の入札及び契約手続の改善が課題であると考えております。

特に、低入札価格調査基準価格の見直しや最低制限価格の設定等、労働者等へのしわ寄せ防止、工事の品質向上、地域企業の育成のために、よりよい制度を研究し、今後とも取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、二つ目のご質問でございました自立と協働のまちづくりの中の区長制度と市行政の関係はということでございますが、市では、行政事務を円滑に推進し、効率的な行政運営を図るため、区長制度を設けてございます。区は、地域住民の自主的な総意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住民との連携を密にして円滑な行政事務を推進するため、区長さん方には行政と市民をつなぐ重要なパイプ役をお願いしているところでございます。

なお、現在の行政区は、合併前の区や自治会をそのまま踏襲していることから、最少構成区4世帯から最大構成区494世帯、市全体では320の区がございまして。

地域主権の推進の中で、行政区は地域コミュニティの拠点であり、ますますその役割が重要となってきておりますが、区の規模や区に参加しないという住民の課題等がございまして。これらの解消に向け、現在、笠間市行政区制度検討委員会において検討を行っているところでございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 9番西山議員の質問にお答えいたします。

自立と協働のまちづくりについて、コミュニティの必要性から、笠間市の自立と協働についてビジョンをというご質問でございまして、今、地域主権の進展によって自己決定・自己責任の時代を迎えており、国と地方の果たすべき役割が大きく変化をしております。市民がこれまで以上に市政にかかわり、みずからの責任のもとに、自立したまちづくりを進めていかなければなりません。

地域が抱える課題については、議会と行政だけではなく、行政区での活動や市民活動、事業者の社会貢献などにより、多くの市民がさまざまな形で解決に取り組んでいかなければ

ばなりません。これからは、市民、議会、行政が適切に役割を分担し、お互いの特性を發揮する自立と協働のまちづくりを進めていく必要があります。

笠間市では、現在、笠間市協働のまちづくり推進指針の策定を進めております。この指針で、協働とは、市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取り組むことと定義をしております。

基本理念、つまりビジョンにつきましては、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」を目指して、市民の経験や能力を市政に生かし、市民活動を活性化し、身近な市民同士のつながりを強め、市民が主体性を持って行政とともに活動する協働のまちづくりを推進していくとしております。

また、協働の原則として、情報公開・透明性の確保、自主性・主体性の尊重、対等・平等な関係の三つの原則から、協働のまちづくりを推進する施策展開を行ってまいります。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

9番（西山 猛君） 自立と協働のまちづくりにつきましては、総務部長と市民生活部長と別々になってしまうんですね。区長制度のいろいろな部分での見直しとか、私、必要であると前から訴えていると思うんですよ。この漠然とした「協働」という、ともに協力して働くと書いて「協働」というんでしょうけれども、行政と市民の間の溝って、どのくらいあるか、執行部の皆さんわかりますか。例えば価値観ですね、感覚というか。そういうことが埋まらなくて、漠然とした「協働」というまちづくりを提案したところで、私は形骸化した形だけの中身のないものになってしまうと心配しているところなんですよ。

今回、これを区長制度と含めて質問したのは、区長制度のグレードアップを、私は、今、協働のまちづくりという提案が出ていますが、その前に取り組むべき課題であると思っているんですよ。最少で4世帯の区があるということですね。また、最大で約400ですが、そういうバランスの悪い区長制度について、市がもっと手を入れてバランスのいいものにして、なおかつ予算配分をすべきだと思っているんですよ。その予算をどうするかということが、一つのコミュニティーに発展するのかなと思っているんです。満場一致などということではなくていいと思うんですよ。あっちゃ不思議だと思うんですよ。だとすれば、地元の地域の特性があって、その地域の皆さんで一つのテーマをつくって考えていくことがコミュニティーだとすれば、そこに予算配分というのは必要不可欠であると思うんですよ。単純に行政の出先機関だという考え方よりも、住民自治という考え方を行政側が持って、そこには予算配分を的確にしていくと。

そのためには、当然、先ほど言ったように4世帯と約400という、そういうバランスの悪い区長制度はまずいかなと。そういうことを、例えば50世帯を一つのボーダーラインにするとか、そういう地域形成のあり方を行政が指導していく、その中で予算配分を的確

にしていくということが、私は、一番合併後望まれる、市長の大好きな公平公正というふうに思うんです。最後に市長にはいろいろ答弁いただきたいと思うんですが。

幾ら広くてもいいと思うんですよ。笠間市が合併して幾ら広くても、かゆいところに手が届く行政。この協働案には、職員数の減少と書いてあるんですよ。今、この職員数の減少なんて市民の皆さんに訴えたら、何言っているんだと、こうなりますよね。やっぱり市民の感覚でいくと、民間の企業と笠間市行政という会社を置きかえたときに、まだまだ改革の余地はあるだろうと、こう思っていると思うんですよ。そこに一生懸命頑張ろうとしている自治体の中の行政区があるとすれば、その人たちから見れば、市職員が減少していくんだと、その分を補うには、もっと違う形で行政と連携をして、行政の役割を地域住民が持ってくれよというようなまちづくりについては、いささか本末転倒ではないかなと私は思うんですよ。むしろ今の区長制度をもっと強化して、ハイグレード、グレードアップして、それから次の段階で出てくることではないのかなと思うんですね。それをちょっと心配になったんです。そういうことで区長制度が解体されていったり、消滅していったりすることが、さらには予算の配分が少なくなったり、あるいは手厚い補助だとか助成というのが変わってきてしまっては困るなと思って、一つの警告を發したつもりなんですよ。

そういう中で、この区長制度の行政とのかかわりということについて、私は考えますと、4件の区を認めたということは、行政としての区長制度に対する感覚というのは、多分、我々が地元に戻って、区の中の一員として、区民の一員として思っている感覚とは、かなり温度差があるのかなと思っております。一生懸命地元でやろうと思っている区があることを忘れないでいただきたいと思っております。

この件については、これで質問を締めたいと思います。

入札制度の件なんですが、まず、一般競争に値する金額が、笠間市では1,000万円以上ということですね。隣接市町を見ますと、一番高いのは茨城町5,000万円以上、2番目は水戸市2,500万円以上、3番目が小美玉市2,000万円以上、続いて4番目が石岡市1,800万円、それで桜川市、笠間市と同じ1,000万円、城里町が500万円ということになっております。

まちづくりと公共事業というのは、非常にわかりやすくかかわっているなと思っ
ているんです。先ほど総務部長からいただいた答弁の中で、事後公表制度が一つの成果があったと見ていると思うんですよ。それは平均をとればです。

平均というのはくせ者で、平均というのはくせ者なんですよ、実は。本来は一つ一つのことに対して検証して、そこにきちっと問題、課題を提示して議論するのが筋だと思いません。平均でやっては、答えが出てこないと思うんですよ。言ったように、100%というのが1件あった、もう一つは60何%、この開きがあるわけです。そういう平均をとったからいいんだというのは、あなた方事務屋さんの考えです。

どうでしょうか、市内の主に建設業関係、非常に大変な状況にあると。それを助けられ

るのは、発注側である市ですよね。市行政がいろいろな方法、例えば緊急事態だということで、こういう入札制度を導入することで底上げをしようじゃないかとか、何か手助けをしようじゃないかというのがまちづくりじゃないですか、わかりやすく言えば。

よく国が言っていますよ、ばらまけ、ばらまけて。ばらまかなくたっていいんですよ。正常に入札制度を、いろいろな意味で地元、地域性を持った入札制度を、つまり私は、指名制度の金額のアップがまず第一だと思うんですよ。一番わかりやすいと思います。この指名競争入札、今、1,000万円未満ということになりますね。これを底上げすることは、当然、地域に直接還元できる一つのまちづくりであると思っております。それが事務的に問題があるのか、政治的に問題があるのか、地域づくりとして何か問題があるのか、その辺も含めて再度答弁をいただきたいと思います。

事後公表は、そういうことでわかりました。

さて、低入札の問題、これは非常にまちづくりについて大きな問題だと思います。低価格ですね。低価格については、これは競争の原理が働いているんじゃないんです。背に腹はかえられない入札結果だと思っているんですよ。それを、入札差金が出てそれが入札の成果だという表現をしたのでは、やっぱり総務部長、問題だと思うんですよ。これは殺し合いですよ、業者間の。こういうことが数字の上で出てきて、今まで2件か3件、3件ぐらいありましたっけ、その低入札を繰り返した業者が倒産していった。その後のフォローを、市が、担当者が残業して、設計変更して、再度発注をしなくちゃならない。そういうロスを起こしているわけですね。そういうことを考えますと、低入札、低価格については見直すべきではないかと思うんです。つまりアンダーラインを引いて、これ以下じゃだめなんだと、これでは絶対問題が出るんだと、例えば手抜き工事も含めて問題が出るんだと。そのしわ寄せが、ずっといろいろな部分で波及していくんだということになりますと、市は崩壊しますよ、本当に。

絡む業者いっぱいいますよね、例えば建設業界。製品持ってきますね、コンクリート製品だとか。当然、燃料使いますよね。いろいろな材料、碎石も使いますね。そこには当然労務費も発生しますよね。いろいろなことを考えたときに、市の発注の仕方が市をおかしくしている。まちづくりじゃない、まち壊しじゃないですか。それをもう一度この段階で考えていただきたい。

そういうことを考えていただきたいということをなぜ言うかということ、実態がわかっていないだろうと思うからですよ。ですから、こういう協働のまちづくりなどということに飛んでしまうんですよ、理想論に。そうじゃなくて、現場は違うんですよ。現場は違うので、その現場を見ていただきたい。その中で、入札制度ももう一度見直しをしてもらいたいと思うんですよ。切実な願いです。私どもは、地域の代表として、代弁者として負託を受けてここに立っているわけですよ。それを真摯に受けとめていただいて、議論する場は必要じゃないかなと思うんですよ。いかがでしょうか。

事務方では、例えば郵便入札や電子入札、こういうことをすれば事務的には軽減される、あるいは不正の防止にもなる。でも、結果としてどうですか。

事後公表やったけれども、例えば今はコンピューターのソフトで価格が決まっていて、それを打ち込むと、この工事は大体こんなものだというので同じようなあれが出るということですね。だとすれば、その言っている入札は、事後公表といえども、おおよそんなものだという事はわかるわけですよ。こんなものだとわかるときに、先ほど言った背に腹はかえらさない業者がいたときには、ドカーンと下がるわけですよ。それが結果として正常な入札だったかということ、やはり全体を見たときには違うと思うんですよ。だとすれば、地域性を持って、指名のやり方、その方法をもっと考えて、地域性を重んじた方がいいじゃないですか。

例えば手持ち工事の件、今、5件と言っていましたね。5件というのはどうでしょう、1社で。一つの会社が5件の現場持てますか。それも不自然じゃないですか。でも、それをあなた方、執行部は堂々とやっているわけですよ、わかっているながら。その中には、図らずもいろいろなしがらみがある、議会議員もいる、役所の職員もいる。そういう中で、それが当たり前のように通っていますけれども、声を大にして言えば不自然じゃないですか。どうでしょうか。つまり監督さんが5人いればいいということになるんでしょうかね、合法で言えば、法律で言えば。でも、それはまちづくりじゃないと思うんですよ。不自然だと思うんですよ。やっぱり地域性を重んじていただきたいなと。

こんな時代だからこそ、国の指導や県の指導じゃなくて、笠間のやり方でやろうじゃないですか。笠間市なんだから。私はそう思うんですよ。とやかく言われる筋合いはないですよ。それが自治体というんじゃないですか。

そういうことを含めて、入札制度のグレーの部分というか、問題点、もう一度部長の方で理解しているか、質問したいと思います。

そして、市内の件数が88件とありましたね、建設関係。それで、隣接が370件ということですよ。こういうバランスも考えなくちゃならないと思うんですよ。地元の業者を育成するという意味でいけば、もっと違う方法もありかなと思うんですよ。今、88件ということで建設関係ありますけれども、その辺のところの見直しも含めて、再度答弁をいただきたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 西山議員の再度の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、私どもが今考えている課題は、入札制度に関する課題は何かというご質問が最初にございまして、適正価格での契約の推進を図っていきたい、そのために現在まで、低入札の場合、低入札価格調査というものを実施して、その札で入れた業者がその工事を履行できないおそれはないと判断した場合には契約落札業者に決定するというようなやり方をしてございました。ただ、議員おっしゃるように、かなり無理をして札を入れる

ケースもあるのではないかということも想像できます。したがって、現在は実施していませんが、最低制限価格の導入を考えていかなければいけないなど考えているところでございます。つまり、安ければよかろうという発想ではないと、それだけではいけないというふうに考えているところでございます。

それから、条件付き一般競争入札に応札できる業者について、制限的には、手持ち工事が5件以上抱えると参加できませんよと、今そういうことで実施しているところでございますが、この辺につきましても、笠間の地域性に合った部分を常に考えていきたいと考えているところでございます。

議長（市村博之君） ちょっと答弁漏れしている。1,000万円以上に底上げが必要じゃないかということと、入札制度の見直しもちょっと質問にあったと思うんだ。それちょっと答弁してください。

総務部長（埴 栄君） 答弁漏れがございました。笠間市は、合併後、1,000万円を超える部分については、条件付きもございしますが、一般競争入札ということで、1,000万円を超えない部分については指名競争入札を実施してきたという経緯がございます。それは、業者の指名という部分に関しては、透明性の問題とか公平性の問題等から、極力そういう条件をつけないで競争入札、要するにフリーで行ってもらうのが適切ではないかという発想のもとに、そういう制度でスタートしたものでございます。そういうことでございますので、今後検討する必要があるのかなとは考えてございます。

入札制度全般にわたりましては、これがベストというものはなかなか難しい部分がございます。常によりよい制度を研究していきたいと考えております。

議長（市村博之君） 西山 猛君。

9番（西山 猛君） 総務部長、これがベストと思ってないでやっているんですか、毎回。それはおかしいでしょう。これがベストだと思ってやっているんでしょう。その中でいろいろな課題が出るから見直そうと、それをやるから成長するんじゃないですか、違いますか。発想が違いますよね、総務部長。

条件付き一般競争入札はすごく公平で透明性があると言いましたけど、条件付きって一体何ですか。条件付きというのは、枠を決めることじゃないですか。枠を決めたら、その枠は、少なくとも建設関係88社ならば、その中で何社と決まってくるじゃないですか。

さっき地域性を考えてと言いましたね。だから、指名制度にした方がいいんです。同じことですよ。だって、条件付きの競争入札見たって、みんな90%以上ですよ。これ、毎月毎回のやつもらうんですけど、要するに入札の結果ということで、私らこれもらいますよね。財政課からでしたっけ、いただきますね。統括して総務部長からもらうようなものですね。結果を見たら、毎回、ほとほとこういうことでいいんだと思って、この行政が私は腹立たしいんですよ。一生懸命やっている業者はいるんです。ただ力だけで物がとれるということ、行政が暗黙で黙認してしまっちゃいけないというこ

となんですよ、私が言っているのは。行政がどうだって操作できることじゃないですか、地域性なんて。違いますか。

例えばさっき言った低入札価格の問題だって、何、調査委員会があるんですって。トップが副市長かな。ちょっとこれはこんな金額じゃできないだろうということ、そこで調査するんでしょう。でも、調査しても、その調査の基本、原点って一体なんだといったときに、単価の問題だとかいろいろな問題が出てくるんでしょうけれども、それでも通るんでしょう。そうしたら、これから出てくるじゃないですか、こういうことが、もっと。そうしたら自滅しちゃいますよ、地元の業者が。自滅しちゃいますよ、こんなことやってら。

だから、これからの改革の中で入札制度をもう1回見直して、例えば指名制度にしたときに、指名する側が、例えば総務部長指名しなくちゃならない立場だとします。毅然たる態度で、不正な営業をシャットアウトして、毅然たる態度で、地域のためにきちんとやっているんだということで7社なら7社指名してあげる、5社なら5社指名してあげる。それが少なくとも今1,000万円ということを行っていますけれども、最後に市長に答弁ももらいますけれども、1,000万円というのが果たしてどうなのかといったときに、これを底上げして2,000万円で行ってみようじゃないかと、これが地域の発展につながるだろうと、確信を持って、自信を持ってやるべきだと思うんです。

よく考えてください、この事後公表についても。何月から導入したんですか。普通は年度で切りかえるんじゃないですか。いろいろなことを書いていますけど、途中で6月と11月やっていますよね。そういうところも不自然じゃないですか。それは自信持ってやりましょうよ。あとはきちっとした毅然たる態度で、入札制度をこういうふうに変えて、例えば指名の範囲がふえたとしても、それは指名をした後にきちっとそれに対しては対応できるだけの自信を持ってやったらいいと思うんですよ。それが一番わかりやすいと思うんですよ。どうでしょうか。

世の中が、もとに戻ろうじゃないかと言っているんですよ。コミュニティもそうじゃないですか、昔はみんなで行ったじゃないですか。道普請なんて行ったじゃないですか。公室長、やりましたよね。小松崎公室長、やりましたよね。加賀田の方ではやりましたよね。そうやって我々もやりました。子ども心に覚えています。そういうことが大事になっているんです。そこには提供したわけですよ、碎石を提供する。だから、今度は予算を提供して、そこで、こういうことをやって結果だけ報告してくれと、任せたらいいじゃないですか。それにはフットワークのいい範囲というのがあると思うんですよ。さらには費用対効果、役所が、行政が予算をつける、それに対して費用対効果がきちっと返ってくる。それを全体でつくっていくようなことをやる。

それは今の入札制度もしかりだと思うんですよ。せっかく同じ工事を発注しても、地域のためにならない、結果として。現実に何社も倒産していますよ。それは低入札の対象に

なるような金額で落としている。それは競争だから、数字だから落ちるんでしょうけれども、それとまちづくりとは全く別だと思うんですよ。むしろ良識を持った業界の育成のために、市長がみずから一肌も二肌も脱いでやっていただければ、私はそれ以上のものはないと思っています。

どうでしょうか、東京湾に道路通しちゃおうといったときに、みんな笑ったと思いますよ。これが政治だと思うんですよ。どうですか。東京湾に道路、海ほたるでしたっけ、海の上にレストランがあるんですよ。こんなこと想像しましたか、してないですよ。でも、そういうビジョンを持って、初めて私は政治だと思っているんです。

ですから、まちづくりのビジョンを、市長の今のいろいろな思いがあると思うんですが、そういう中で、現実に、本当に目と鼻の先にあるこういう入札問題を改革することで一歩前進できるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。最後、市長にも答弁をいただきたいと思っています。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の入札制度についてお答えをさせていただきたいと思えます。

入札制度の一番重要な点は、公平性が確保されて、かつ競争性が確保されるということが一番重要なわけでございます。現在の制度については、私どもは適正であるという考えのもと、その入札制度で執行を行っておるところでございますが、そのベストという言葉が適当であるかどうかは別にして、この入札制度ならば絶対的にというものは確かにはないと思います。そういう中で、試行錯誤しながら、よりよい入札制度、そういうのを目指しながら現在行っているわけでございます。

それらの中で、課題については、先ほどありました低入札調査基準価格の見直しや最低制限価格の設定等、この辺の課題については、今後さらに研究しながら進めてまいりたいと思っております。

現在、指名制度につきましては、1,000万円未満ということで実施をさせていただいております。一方、1,000万円以上1億円未満については市内業者で入札を行っておりますので、金額的に大きい1億円以上は別にしても、市で発注するのはほとんど1億円以内の事業が多いものですから、地元企業の育成という観点では、役割を十分果たしているのかなと思っております。

先ほどご意見がありました1,000万円未満の指名競争入札につきましては、これの上限を上げるということにつきましては、先ほど申しました入札制度の競争性、公平性、そういうのを兼ね備えた中での金額の引き上げというのは、今後検討してまいりたいと考えております。

それと、協働のまちづくりについてでございますが、先ほどいろいろ西山議員の考えが

ございましたが、私どもは決して行政の仕事を住民とか区に押しつけるという考えはございません。今後の地域づくりは、主体的には区なり住民の皆さんが地域づくりを担っていくことが重要になるわけでございますので、また、行政が地域の課題をすべて解決できるかということ、これもなかなか難しい部分がございますので、区や住民の皆さんの役割、そしてまた行政の役割、そういう中でお互いに協働していく役割というのを見つけ出しながら、しっかり行っていきたいと思います。

議長（市村博之君） 9番西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、10時55分に再開します。

午前10時46分休憩

午前10時54分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番蛸澤幸一君、9番西山 猛君、20番杉山一秀君が所用のため退席いたしました。

次に、8番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

8番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行います。

内閣府の「国民生活に関する世論調査」によれば、「医療・年金等の社会保障の整備」について、国民が政府に求めている政策の第1位と発表されています。ほかに、働く人の賃金の低下が、今の社会不安の原因に挙げられる調査さえあります。また、83%の人が自分や家族の仕事の現状や将来に不安を感じたり、51%以上の人が医療、介護、介護負担の軽減を望んでいる調査もあります。国民の安心を支えられないのが、今の日本の社会保障の現状ではないでしょうか。いまこそ地方自治法に基づき市民の生活を守ることが、市町村の役割だというふうに私は思います。

そこで、以下の次の質問をしたいと思います。

第1番に、中学校卒業までのすべての学童、生徒に医療費の無料化という問題です。

日本共産党は、6月から7月にかけて、全市を対象にしてアンケート調査を行いました。その中の子育て支援の項を見ますと、保育料、教育費の軽減は多くの人が望んでいますが、それ以上に医療費の無料化を求めています。

8月の「広報かさま」に、乳幼児医療福祉助成制度、いわゆるマル福の対象年齢が拡大され、さらに市単独事業として4年生から6年生まで対象を拡大するとあります。

子どもの医療費助成制度は、自治体によって対象年齢が中卒まで、3歳未満と、大きな差がありますが、今、全国の自治体で実施されているのが現実です。しかし、私たちは、中学までのすべての子どもに衣食住や医療、教育を行き届くことが必要と考えます。そのためにも、中学卒業までを対象に医療費を無料にするということが必要ではないないでし

ようか。

この問題は、一地方自治体でできるとは私は思いません。国や県に対しても、医療費無料化制度の実施を要求すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

2番目に、河川の川床の改修と蒲生用水の通年の流水について質問したいと思います。

この問題は、今までにも何回も取り上げました。昨年9月議会においても、昨年8月の水害、いわゆる豪雨の対策としてこういう問題は取り上げてきましたけれども、市内の河川を見ると、余りにも川としての機能が果たしてあるのかと思われるぐらい、川床が上がってきているというのが現状ではないでしょうか。

例えば私の住んでいるすぐそばに稲田川が流れていますけれども、稲田中学校付近では、ことし大規模な堤防の改修工事が行われておりました。また、その先の方を見ても、ところどころに、いわゆるとん袋と言われる大きな袋に土を入れて応急措置をしているところが各所に見られるのが、今、市内の河川の問題だと私は思います。

今、市内の多くの川の川床が、アシなどが茂り、水の流れが見えないところさえあります。もちろんこの問題というのは、川底をさらえばいいという問題だけでなく、周囲の山々の問題とも関連しております。簡単には解決する問題ではありません。しかし、川床が上がると、堤防を崩し水害を引き起こす原因ともなるのではないのでしょうか。私は、川底を調査して、県等の管理者に改修の要望を出すということが、市としても必要だと思いません。そのようなことをする計画があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

私は、いわゆる旧笠間市内の都市下水としての蒲生用水問題について、何回か取り上げてきました。今、笠間市全域において、いわゆる排水路の整備ということが大きな課題になっていると思います。8月2日の豪雨のときにも、すぐそこの友部小学校のグラウンドがひざ上ぐらいまで水につかってしまうという事態が起きました。あそこは緊急避難場所でもあります。そういうところが水につかるということは問題だと思います。やはり市内全体を見回して排水路計画というのを立てることが必要であります。とりあえず蒲生用水の問題について、今回はお聞きしておきたいと思います。

ことしは、昨年のような豪雨がなく被害はありませんでした。しかし、例年にない暑さ、殊に大町通りの人たちに話を聞いたら、ことしは暑過ぎて蚊の発生が少なかったというような話もありました。しかし、時々蚊柱が立つぐらい出ることがあったというふうなことになっております。

いわゆる蒲生用水は、涸沼川から用水として引かれて、才木の交差点から暗渠にならずと市内の道路のわきを流れているわけですがけれども、例えば才木の暗渠になったところを、私は行って調べたというか、行ってみたら、水がたまっているので近くにあって棒を入れたところ、このぐらい水がたまって、30センチ、40センチもあるのかなというぐらいあって、その水は流れてないんですね。そして、大町通りを見てみると、何力所かでこの暑い夏に水が流れずに滞留している、それでそこに蚊が発生しているということが、付

近の住民の大問題です。蚊が発生したら薬剤で処理すればいいというふうな問題でなくして、かつてはここを水が流れていたわけですから、通年水が流れるように改修できれば、蚊の発生等は防げるのではないかと。

ことし雨水排水計画を作成するということになっております。私は、そのような計画の中に、すぐ改善されるとは思いませんけれども、常時水が流れるシステムを反映させるべきではないかと考えます。ぜひともそのような見解を伺いたいと思います。

3番目に、エコフロンティアかさまの今後の問題についてお聞きしたいと思います。

ふじみ湖裁判は7月15日に東京高裁の判決が出され、原告は最高裁への上告を断念し、約10年間にわたる裁判は一応終わったこととなります。しかし、処分場が存在する限り、安全性が保障されたことにはなりません。今後、エコフロンティアかさまの監視活動は、住民の命と環境を守る運動とし続けていくこととなります。

現在、市の監視委員会が月に1回開かれております。来期が委員改選のときだと私はいますが、その委員の半数を公募して決めるということをご提案したいと思います。

笠間市は合併しました。広い地域になりました。多くの人から、あそこのエコフロンティアに関心を持ってもらうには、やはり公募して委員を決めるということが必要だと思います。ぜひとも見解を伺いたいと思います。

四つ目に、市庁舎に「非核平和都市宣言」の垂れ幕をということで、市長の見解を伺いたいと思います。

笠間市は、平成18年9月議会で「非核平和都市宣言」を決議しています。旧笠間市も「非核平和都市宣言」を決議しておりました。昨年のプラハでのオバマ米大統領の核廃止演説以来、世界で反核の動きが活発化し、ことし8月の広島平和式典には、初めて国連事務総長、さらには米英仏のいわゆる核保有国の代表が初めて参加しております。このようなときに、非核平和都市宣言を決議している笠間市は、旧笠間市の掲げていたような垂れ幕を市庁舎に掲げるべきと思いますが、市長の決断を伺います。

最後に、茨城県住宅供給公社の破産問題に関連してお聞きしたいと思います。

これは新聞で報道されましたけれども、1年、2年前から公社の動態はどうなるかということがいろいろ話題になりました。県の出資団体等調査特別委員会でも、この公社が対象になっておりました。その結果ということになるのでしょうか、先月に、総額494億円借入金を抱えて債務超過に陥り、破産法に基づき解散する方針を発表いたしました。さらに、3公社等の保有地、計1,880億円を、20年間一般財源を毎年100億円程度投じるというふうに報じております。保有財産の処分は、これから破産管財人にゆだねられていくことになると思います。

笠間市は、福原に「プロヴァンス笠間」という県営と市営の住宅の団地がございます。県の住宅用地があり、今も、いわゆる未分譲地、分譲されていないところが4.3ヘクタール、福原にあります。今まで住んでいる人たちにとって、大家さんが破産しました。家

主がかわったらどうなるのか、そういう不安を持っているのではないのでしょうか。

今後について、県から市に対して何らかの説明があったのか。市に、例えば移譲するというような話があるのかどうか。また、市は、このいわゆる「プロヴァンス笠間」について何かの対策を考えているのか、伺いたいと思います。

以上で、第1回目を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木貞夫議員の質問にお答えをいたします。

中学卒業までのすべての子どもの医療費を無料にというご質問でございます。

子育てをされている保護者の方々から、医療費の無料化を求めている声があるということとは、私も伺っているところでございます。

そのようなことから、本年6月の議会で、議員各位の賛同を得て、市単独事業として小学校6年生までの対象年齢の拡大を行い、10月からの改正に向けて準備を進めているところでございます。中学生までをすべて対象にするというのは、一自治体だけで対応していくことは長期的に継続させていく上でなかなか難しい点があるかと思っております。

そういう中で、平成22年、本年6月9日に行われた第80回全国市長会において、少子化対策に関する提言・要望の中で、国や関係府庁に対して、子どもの医療費無料化制度を創設することを決定して要望書の提出をしておるところでございます。

また、県に対しても、平成21年度に県市長会を含む4団体連絡会議において、茨城県医療福祉制度の対象年齢の拡大を要望しておりまして、それに基づいて、県の方も本年10月から小学校3年生まで拡大することになったというふうに回答をいただいております。

したがいまして、今後も、県や市長会を通して、国に対し、中学生までの医療費の無料化の実施について要望を引き続きしていく考えでございます。

これは私の考えでございますが、子ども手当を給付するよりは、そういう医療費の無料化とか、そういう現物支給でやっていくことの方が、より効果的ではないかなと思っております。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 8番鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、河川の川床の改修についてでございますが、川床が上がっている箇所につきましては、地元区長を初め、関係者の皆様からの情報提供を受けたり、市でも逐次調査をするなどして、現況把握に努めているところでございます。

本市では、これまで、これらの情報を受けて、河川管理者であります水戸土木事務所にしゅんせつ工事等の要望を行ってきて、昨年度は溜沼川ほか6河川のしゅんせつ工事等を実施いただいております。また、本年度についても、昨年と同様にしゅんせつ工事等を予

定していると同っております。

次に、雨水排水計画を作成する中で、蒲生用水路に常時水が流れるシステムを反映させるべきではないかとのご質問でございますが、この蒲生用水路は、以前は農業用水路としての機能を担っておりましたが、近年、水田面積の減少から、現在においては酒沼川からの取水量が以前と比べると大変少なくなっております。こうした取水量の減少から、常時水が流れなくなり、このため蚊が発生しやすい環境となり、地域住民の皆様にご迷惑をおかけしております。本市では、これらの対策といたしまして、薬剤散布などによる方法で現在対応をしているところでございます。

ご質問の蒲生用水路に通年水を流して、蚊の発生を防止してはとのご提案についてですが、市では、本年度作成する雨水排水計画において、蒲生用水路の機能を精査しながら、常時水が流れるシステムについて検討をしてみたいと考えております。

次に、茨城県住宅供給公社破産に関連してでございますが、「プロヴァンス笠間」は笠間市西部に位置し、自然豊かな山並みを背景に、ＪＲ水戸線の福原駅、北関東自動車道笠間西インターチェンジに近接するなど、広域交通の利便性が高い条件下にあります。旧笠間市においては、人口減少に歯どめをかけるための施策の一環として、平成８年から茨城県住宅供給公社による住宅団地約11ヘクタールの開発が行われてきたところでございます。現在までに県営、市営住宅や調節池等の整備がされましたが、約4.3ヘクタールの土地については、現在未利用地のまま残されている状況でございます。

「プロヴァンス笠間」の事業主体であります茨城県住宅供給公社の担当から、本年7月上旬に、本年度中に解散する予定で検討をしているとの説明がございました。また、その際、未利用地について笠間市へ移譲するというお話はございませんでした。

このようなことから、これまで進めてきた良好な住宅用地の供給という当初の開発目的が担保されない競売等で分譲された場合には、無秩序な土地利用が懸念されるため、将来にわたる良好な住環境を確保することを目的として、特定用途制限地域の指定を今後行ってまいります。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 8番鈴木（貞）議員のご質問にお答えをいたします。

エコフロンティアかさまの今後の監視活動についてのお尋ねでございますが、エコフロンティアかさま監視委員会については、エコフロンティアかさまの事業運営に伴う市民生活及び環境への影響の防止、並びに施設の維持管理に対する信頼性の確立を図るために設置しており、委員は、動植物を含む周辺環境の環境モニタリングや施設稼働における維持管理などの施設モニタリング、受け入れ廃棄物の搬入ルート及び受け入れ基準適合物であるなどの監視をするとともに、生活環境の保全及び維持管理の信頼性の確保に必要な事項について監視及び調査を行い、その結果に基づいて、茨城県環境保全事業団に対して、指

導・改善及び停止要請を行うことを任務といたしております。

委員は、監視委員会設置要綱に基づき任期2年で15名の方を委嘱しており、現在の委員は平成22年4月に委嘱をし、再任10名、新任5名となっております。

委員の選出について、来期の委員改選時に委員の半数は公募して決めるべきではないかというご質問でございますが、委員の選出については、地元福田地区や近隣地区の代表及び関連団体等から適正に選出しており、委員の方にも目的に沿って真摯に活動をしていただいていることから、現時点で委員選出を見直し、公募により選出することについては考えておりません。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、私の方から、市庁舎に「非核平和都市宣言」の垂れ幕をというご質問にお答えをしたいと思います。

笠間市における非核平和都市宣言につきましては、平成18年9月の第2回の定例会におきまして議員提案され、全会一致により決議をされたものでございます。

日本は、世界で唯一の被爆国でありまして、国といたしまして全世界に向けて核兵器廃絶を訴え続けることが必要であり、平和を保つことは何よりも大切であると認識をいたしております。

笠間市では、戦没された方々を追悼し、平和を祈念するために、毎年8月に笠間市戦没者追悼式を行っておりますが、この式典は、市民が戦争の悲惨さと平和のとうとさを訴え、核廃絶への願いを新たにしていると考えております。

また、毎年、茨城県反核平和の日リレー、それから原水爆禁止平和大行進など、核廃絶や平和のとうとさを訴える市民運動が、夏の暑いさなか茨城県内で行われておりますけれども、笠間市でもこの取り組みには協力し、非核平和宣言都市としての市民の平和意識の高揚を図っているところでございます。

笠間市が非核平和都市の宣言をしていることを市民に知らしめるための懸垂幕の設置ということでございますけれども、懸垂幕は、基本的に、期間を限定した市役所の行事、それから標語などを周知するために設置するものでございまして、恒久的に挙げるものではないと考えておりますので、設置する考えはございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 今、回答いただきまして、積極的というか、これから推進すれば実現するだろうという希望を持てる回答もありましたけれども、何となくそっけないということもありました。幾つかの点について、再度、確認的な意味も含めて質問したいと思います。

子育て手当の問題です。子どもの医療費の無料化、これは今全国的にいろいろ行われて

おりまして、県内でも県の基準よりも大幅にふやしているところが幾つかあります。笠間市においても、一応6年生までということになったわけですが、これは結局マル福なんですね。すべての児童じゃないわけですね、この制度というのは。私たちが今いろいろ求めているのは、すべての児童まで広げたらどうだということを提案しているんですね、一つは。中学生までということ。

マル福、いわゆる生活保護に準ずる収入の人たちの比率が、私も、どのくらいあるか、今手元につかんでおりませんが、それから外れている人たちというか、もちろん所得制限の問題というのは私も考えないわけではありませんけれども、原則的にはすべての子どもが医療費を無料化にできるような方策というのを取り上げていただきたい。

今、市長の答弁の中で、市長会やなんかで国や県に要望を出しているということがありましたけれども、これ例えば中学まで、私は来年とかすぐには実行できるとは思いませんけれども、そういう方向になっているのは、マル福を対象にしているのか、それとも全児童を対象にしてそういうことを考えているのかということは、私たちは大きな違いだろうと思うんですよ。原則的に私は全児童を対象にすべきだと思いますので、その点をお聞きしておきたい。

私、冒頭に申したこともありますけれども、いわゆる賃金の格差というか、親の経済状態によって、今、殊に高校、いろいろな年代別の学校、学業というのがありますけれども、親の経済的な格差によって、勉強も医療もすべての面で子どもの間に格差が広がっているというのが、今の現実だと思うんですよ。それを少しでも解消するためには、やはり私たちは、中学までの子どもはとりあえず安心して医療を受けられるような制度というのを、ぜひともこれからの機会を含めて、市長会その他で市長は強力に進めていただきたいと思います。

それと、私は、質問の中にはそれを書いてないからあれですけども、いろいろなところを市内を見て歩かして、川床の問題ですね。これは簡単な問題じゃないと思うんですね、解消は。あそこが埋まっているからそこだけ掘ればいいという問題じゃなくて、例えば酒沼川もそうですし、酒沼川に合流する片庭川ですか、あそこもそうですし、吾国山からクラインガルテンのところを来ている何川ですか、あそこだって相当崩れて、今、こんな袋で堤防補強しているところとか、また上郷の桜川ですか、あそこもすごいですね、河川が上がって。調査したことあるんですけども、真ん中にこのくらいの水路しかないですね。1メートルくらい上がって水路があると。あれからずっと泉、市野谷ですか、岩間の。線路の近くの川なんか行くと、見えないですね、川が。草が高くなっちゃって。のぞくと真ん中に川があると。あそこ平ですから。

やはり私は、そういうところというのは積極的に調べて、区長さんが言ったとか、地域の方が協力しながら調べて、改修の方向というのを市全体で、すぐはできないと思いますけれども、私はやっていただきたいと思わざるを得ない。

それで、この蒲生用水の問題というのは、簡単にはいかないですね。聞いていくと本当に長い歴史があって、国道であった時代から引き継いできて、いわゆる道路をどんどん舗装するたびに上がっちゃって、縁石までここにきちちゃっているんですね、道路が。そういう問題もあって、なかなか難しいと思いますけれども、今度の計画の中で、将来にわたって道路も含めてどういうふうに改良していくか、改善していくかということを経元の人たちとよく話し合っただけで検討してもらいたいと思うんですよ。

あれ道路を見ると、道路の起伏でこうなっているらしいんですね、蒲生用水って。だから、水がたまっちゃう。そこはバキュームで抜くとか何とかという話もありますけれども、結局は水たまりが出て蚊が発生する。蚊が発生したら薬剤をまくなどというのは、今の時代としては、これは何をしているかということになると思うんです。ぜひともその辺の計画を、今度の排水路の計画の中に私は入れてもらいたい。

エコフロンティアの問題です。公募について、私たちは前から、この問題については公募をしてほしいと。私たちはずっと監視委員会ができる限り毎回傍聴しているわけですが、監視委員会の人たちが一生懸命やっているとは私は思っています。

しかし、ここであれですけど、事業団の情報の開示の仕方もいろいろ問題あって、私たちが情報開示求めても、例えば搬入するものについて、全然公表しないですね。企業秘密だと言って、どこから来た灰だとか何とかというのは公表しないという問題もあって、私はこれからあそこのエコフロンティアが安全に操業していく上には、すべての問題を公表できるようなシステムというのを、監視委員会の問題も含めて、私は市として要望すべきじゃないと思うんですよ。

ぜひとも監視委員会、部長は簡単に、公募については考えていないということをおっしゃられましたけれども、市長どうですか。やはり公募して、多くの人があそこに関心してもらおうということも必要でしょうから、一部の地域の問題ではありませんから、ぜひ公募の体制というのをとってもらいたい。

これは次になるか、その次になるかわかりませんが、そういうことをやっていただかないと、私たちは独自の監視活動というのを続けますけれども、市のやっている監視委員会というのも私は重要だと思いますから、ぜひともそういう点では公募というのをお願いしたい。していただきたい。部長は簡単に言いましたけれども、市長はどう思うか、ちょっと聞きたいと思うんです。

この市庁舎に垂れ幕の問題です。恒常的なものはしないと言っているんですけども、埼玉県の蕨市というところは、9月の定例議会が始まって、その中で平和都市宣言塔を設置するということを決議というか、頼高市長がそういう報告しているんですね。塔を建てると。全国でこういう問題というのが大きな話題になり、関心を持っているときには、やはり笠間市もそういうことを積極的に取り入れる、やるということが、私は必要だと思うんですよ。

例えば「全国市議会旬報」というのがありますね。私たちの手元に毎回来ます。これは7月7日付です。核兵器廃絶恒久平和実現が急増と、3月の定例会の意見書決議の状況ということで、例年になく核兵器や恒久平和の問題について、各地で意見書や決議文が採択されていると、かつてない大きな数になっていると、こう言っているんですね。世界の3,600を超える都市が加盟する平和都市会議で、平成32年まで核兵器廃絶を目指すというビジョンを出したと。それに呼応するかのごとく、こういう決議が可決される。

笠間市は、幸いにして何年か前に行っているわけですから、その決議は要らないわけで、やはり恒久的な垂れ幕を示して、笠間市は平和について関心があるということ、どうですか、市長の決断として、私はぜひ、難しいことは言いませんから。

平成18年9月22日に非核平和都市宣言というのをしたわけですが、そこには本当に、簡単な文章のように見えますけど、本当に立派な文章が書かれているんですよ。まさにこのとおりですね。「一瞬にしてとうとい命を奪い、財産を灰にしてしまったあの悲惨な戦争をいかなる理由があろうと繰り返してはならない」という一文があります。私はまさにそのとおりであって、前回のああいう戦争よりも、今回の核兵器の問題というのは、さらに悲惨な問題を引き起こすというふうに考えますので、ぜひともそういう決断をしていただきたいと思います。

それと、住宅公社の問題です。これ25日の茨城新聞です。その前からいろいろ問題になっていましたけれども、9月2日の茨城新聞には、1日にあった全協の様子が報道されておりますので、その辺見るとなかなかよくわかると思うわけですがけれども、笠間市は4.3ヘクタールで、ほかのところと比べて割合に、もっと少ないところもありますけれども、多いところは何十ヘクタールというところを抱えて、それがどういうふうな施設になっていくだろうかということで、ほかの市町村は苦慮しているというか、いわゆる破産管財人がどのような方針を示すのかということで、戦々恐々としているんじゃないかと思うんですね。

ここに書かれている9月2日付のこれを見ますと、大洗は迷惑施設進出は困るというふうなことを、90ヘクタールぐらいあって、ここは結構大きいと思うんですけども、そういうことをやっている。産廃処分場などの迷惑施設、事業者に売却されては大変なことになる。何とかしてそういうことにならないように、70ヘクタールあると書かれているんですね。そういうふうなことを町長さんが言っていると。

やはり一定の広さがあって、ある程度整備されていて使いやすいということもありますけれども、あそこの「プロヴァンス笠間」の問題は、いわゆる住宅地として開発されたわけですね。県営と市営住宅があって、まだそれだけ残っている。その残っているところがどうなるかということが、今、問題で、ここに書かれているように都市計画審議会で話題にはなってくると思うんですが、ぜひとも県の意向、破産管財人がどのような動きをしているかということ、早くつかんでもらって、対策をとっていくということが必要だと思う

んです。

ちょうど私のところから余り遠くないものですから、地域では、いろいろな集会のときに、あそこの空き地どうなるのかなと。幸いにして、あそこの市営も県営もいっぱい入っているんですね。全戸入っているんですよ。それで運動会だとかいろいろなことを地域がやるときに、あそこの地域の人たちも、隣接していますから、塀があってすぐですから、多くの人に参加して、そのときにちょっと話すようなことがあるわけです。

そうすると、今いい住宅環境の中にあって、それがもしほかの業者等に落札なり、競売で落として大変な施設ができたら困るという感情というのは今あるんですよ。その辺を早くつかんで、ぜひともあそこがそういうふうなことになるように市としても努力して、その辺のことは、市長さんは県議会におられたときにこの計画というのは持ち上がっていたと思うんですね。だから、その経緯等もいろいろ知っていると思いますから、どうでしょうか、これからどういう形で県との接点を持ちながらそういう情報を集めていくか。それで、その上で、市民というか、地域の人にも知らせていくということをどういうふうにするかということも含めて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中学生までのすべての子どもの医療費無料化についてでございますが、現在私もが提示しておりますのは、マル福の対象者でございます。今後も、中学生までのいわゆる義務教育の医療費の無料化については、国へ関係機関を通じて要望をしてまいりたいと考えております。

行政には、国の役割と県の役割と市町村の役割がございます。この医療費、いわゆる医療のサービスの提供、特に子どもたち義務教育の世代に対する医療サービスの提供というのは、私は、市町村間で、こっちの市に行けば受けられるとか、こっちの市だと何年生までだとか、いろいろな制限があったりする、違いがあるということは適正ではないのではないかなと。医療サービスの提供というのは、やはり国の責任においてしっかりやっていくべき形なのではないかなと思っておりますので、なお一層、国へ要望してまいりたいと思います。

次に、事業団の監視委員会の件でございますが、情報の開示というのは当然必要であると思います。特に、エコフロンティアの所在する地元福田地区の皆さんには、信頼関係で運営を事業団もしているし、また市も協力しておりますし、その信頼関係を保つためには、今後も積極的な情報の開示、そういうものは私は必要であると考えておりますし、事業団については毎回申し上げておるところでございます。

それと、非核平和都市宣言の件でございます。この件に関しましては、先ほど公室長から答弁があったように、懸垂幕等については、ある程度一定の期間を限定した市役所の行

事や標語などを中心に懸垂幕の設置をしております、例えば交通安全運動の期間だとか、あとは納税の期間だとか、市の大きな行事だとか、そういうものを中心に懸垂幕を設置しておりますので、今後もその考えで行っていきたいと考えております。

それと、四つ目の住宅供給公社の福原地区の件でございますが、県の方では、いわゆる解散の方向で整理をしていくわけでございますが、私どものとり得る情報では、土地の件に関しては、管財人が保有土地の管理処分を行っていくことであると。県としても、管財人が行う処分の促進を図るため、情報の収集と提供に努めていくということで進めていくと伺っております。

私どもも、管財人も含めて県と連携をとりながら、良好な住宅地として、現在県営住宅、市営住宅がございますので、その良好な住宅環境が保たれるようこれからも努力をしてみたいと思いますし、そのために、今回、特定用途制限地域の指定に向けて現在行っているところでございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 鈴木（貞）議員の再度の質問にお答えをいたします。

初めに、河川に土砂が堆積している箇所やしゅんせつ工事等の要望を県に働きかけを行ってみたいということでございますが、先ほども申しましたように、これまで、川床が上がっている箇所につきましては、地元の区長さんを初め、関係者の皆様から広く情報の提供を受けております。これらに対しては、速やかに県の方に対して要望を行ってまいりました。今後も引き続き、そのような箇所がございましたら、県にしゅんせつ工事等の要望を行ってみたいと考えております。

それから、蒲生用水の件でございますが、雨水排水計画を策定するに当たって、道路も含めて検討をしてもらいたい。また、その検討については地元の声を聞いてというご質問でございますが、本市といたしましては、雨水排水計画の策定に当たっては、現地を調査し、また、その計画がまとまってきた中で、地域の皆様に説明などをしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 今、回答をいただいたわけですがけれども、中学生までの医療費無料化という問題については、私たちも一自治体でそれが成功するなんて思ってないんですよ。やはり市長さん言われたように、全国どこでも国の責任であるということが当たり前であって、これは私たち共産党も全国的にこういう運動は進めていくと。全国各地からこういう運動を起こすというか、いろいろな要望を上げていくことによって、いつとも早くこういう制度を実現していくということになると思うんですね。

先ほども市長言われたように、市長会だとかいろいろなところで、ぜひともそういう主張を事あるごとにしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それと、住宅会社の破産の問題ですね。なかなか先が見えないというか、あそこの土地というのはどうなるんだろうかというのが、福原にいる人たちの、何人かちょっと話したときに、どうなっちゃうのかなと、何かできるのかなと、それともどこかへ売るのがかなとということで心配があるんですね。まだ4.何ヘクタールという広いところがあるわけですから、一応あそこは全部住宅にするという計画であったわけですね。それで、あそこも、条件がいいのか、空き家はないという状況になっていますので、ぜひともいい住宅の環境を守るということをこれからも推進していただきたい。

川床の問題というのは、地元の人もなかなかわかってないんです。市がどういうことをやっているのか、何か調査したらしいけど、見えてないんですよ。区長さんとは話しているかもしれないけれども、実際に水害というか、床上浸水したとか何とかいろいろな問題の人たち、そういう人に会っているいろいろ聞いて、そういうところは絶対問題点があるんですよ。後ろが高くて上から来たとか、今まで畑だったところがいつの間にか駐車場になって上がっちゃったとか、そういう問題もありますから、細かくその辺のことは計画の中に反映されるように、そういう人たちの意見というのを私は聞いていただきたいと思います。

それと、エコフロンティアの問題です。これは前々から私たちの主張と市長さんの考え、ちょっとずれているところもありますけれども、私たちは何もあそこ云々ということよりも、いかに安全にあそこの地域が推移していくかと。あそこに施設がある限りは、言ってしまうと危険性というか、いろいろな問題と裏合わせであるはずで、どういうことが起こるかわからないということもあるわけですから、そういうことを未然に防ぐためには、やはり多くの人に関心を持ってもらうと。

今、本当に搬入するものを行って見ていると、驚くようなことを、まいたときにバアーツと車が見えなくなるぐらい焼却灰を積んでくる車もあるんですよ。初めは、ちゃんとあそこを湿らせて飛散しないように持ってくると言いながらも、そういうのも現状ですから、その辺のことをよく見ていただいて、情報公開というのを、私たちも求めていきますけれども、十分機能するようにこれも努力していただきたいと思います。よろしく願います。

以上で終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時に再開いたします。

午前 11時45分休憩

午後 1時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番畑岡 進君、22番小園江一三君、24番石崎勝三君が所用のため退席いたしました。

次、13番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

13番（萩原瑞子君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。13番萩原瑞子でございます。午後のお疲れのひとつだと思いますけれども、おつき合いをいただきたいと思います。

一つ目といたしましては、子宮頸がん検診と予防ワクチン接種料の助成についてお伺いをいたします。

初めに、子宮頸がん検診にHPV検査の導入についてをお伺いいたします。

だれもが健康な生活を維持するためには、自分の体の状態をよく知ること、そして日ごころからの検診が重要だと思います。

笠間市においては、市民の健康診断、人間ドック、脳ドックに多くの予算をつけて市民の健康管理を行っております。医療より予防がいかに大切であるかは、だれもが知るところでしょう。その上、早期発見で完治することが多くあります。

中でも、子宮がんは早期発見による治癒の高い疾患と言われております。検診の普及などによって、子宮がんで亡くなる人はこの30年間で半分に減少しているそうです。検診の向上が重要であることは言うまでもありません。

また、近年では、子宮頸がんの原因として、性交渉によるだれでも感染する可能性のある、ごくありふれたウイルスHPVであることがわかってきました。このウイルス感染の早期発見や感染防止が行われるようになっております。

従来の子宮頸がん検査は、HPVに感染し、そのウイルスが長期間感染し続けた結果、細胞に異変が起きて発見されるそうです。しかし、今ではHPV感染を早期に確認できる検査があります。この検査を実施することにより、より制度の高い検査ができるそうです。

昨日、野口議員の女性の各種がんの質問に対しまして、市は、検診の向上に努め、子宮がんについては、10代では予防ワクチン、20代では検診が大切とのご答弁をされております。

既に、この検査に公費助成をしているところもありますので、笠間市としても早急に取り組み、大切な母体を守っていただきたいと思い、HPV検査の導入についてお伺いをいたします。

次に、子宮頸がん予防のワクチンの公費助成につきましては、昨日のご答弁によりますと、国、県の動向を踏まえ対応するとのことでしたので、県は来年度の予算に150億円を盛り込んでおりますから、笠間市としては早い時期に実施できるようにしていただきたいと思います。

また、ワクチンの接種に当たりましては、教育委員会の役割が大切ではないかと思いません。対象となる中学生には、予防接種の意味、つまり性行為感染症について性教育の中でしっかりと啓発し、自分の体を大切にすること、一人一人が納得して接種できるような指導をお願いしたいと思います。

次に、インフルエンザ菌b型、Hib予防ワクチンの公費助成についてお伺いをいたし

ます。

一般的に、若いお母さん方は、H i bワクチンと言っているようです。インフルエンザといっても、風邪とは違い、この菌は、乳幼児が細菌性髄膜炎、肺炎などを引き起こすおそれがあるものです。

WHOによりますと、2000年には1年間でH i bの菌によって全世界で200万人から300万人の肺炎、髄膜炎などの重症患者が発生し、小さい子ども38万5,000人が死亡したと推計をされております。

日本では、定期予防接種として行われてはおりませんが、全世界では120カ国で定期予防接種に組み込まれております。我が国は、世界から見ると大変おくれをとっていると思います。

しかし、自治体によっては、H i bを大きくとらえて、予防ワクチン接種料を公費助成しているところもあります。予防接種をすることにより、子どもたちの大切な命を守ることができるのです。H i b予防ワクチンの公費助成について、執行部の前向きなご答弁をお願いいたします。

次に、二つ目の質問といたしまして、市民憲章についてお伺いいたします。

新生笠間市が誕生いたしました翌年の平成19年1月1日に、笠間市民憲章が制定されました。内容は、前文と五つの条文からなり、だれもが理解できる簡単明瞭に表現されております。親しみを感じる立派なものと思います。

今日では、市民憲章は市民の目の届くところを中心に掲示されており、市民活動のときには唱和する団体等もありますが、もう少し市民全体で認知度を上げて、「住みよいまち訪れてよいまち 笠間」を共有できるような方策はないものかと考えます。

また、さきの全員協議会で報告がありましたが、笠間市民憲章推進協議会は、実行委員会を立ち上げ、市民憲章全国大会を笠間市で行う準備をされております。

そこで、質問をいたします。

一つ、市民憲章の果たす社会的役割とはどのように考えているのか。

二つ目、今日までに推進活動を行ってきたのでしょうか。今後はどのようにして推進をしていかれるのか、お伺いいたします。

三つ目といたしましては、笠間市で来年度実施予定されている全国大会とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

以上の質問をいたしました。ご答弁をお願いいたします。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、13番萩原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子宮頸がん検診にH P V検査を導入してはどうかとの質問であります。

現在の子宮頸がん検診につきましては、茨城県子宮がん検診実施指針に基づきまして、

細胞診検査で診断をしているところでございます。この検査は、子宮粘膜の細胞をとり、顕微鏡でがん細胞の有無を調べる方法であります。定期的に受診することで、前がん変異を発見でき、早期治療につなげることができます。がんの診断方法の中においても重要な方法であり、有効性評価に基づく子宮がん検診ガイドラインにおいても推奨されている診断方法であります。

笠間市でも、茨城県子宮がん検診実施指針に基づきまして、検診車による集団検診と医療機関による個別検診を実施しているところであります。

ご質問のHPV検査についてですけれども、子宮頸がんの主な原因であるHPV、いわゆるヒトパピローマウイルスの感染の有無を調べる方法であります。

島根県におきまして、平成19年度より県のモデル事業といたしまして併用検診を実施しております。HPV検査を導入し、従来の細胞診検査と併用することにより、がんの罹患をスクリーニングし、診断の精度が向上するとともに、両検査とも陰性の方には検診間隔の延長が図れ、検診費用も削減できたという検証がなされております。また、若い方の受診がふえ、検診率の向上にもなりました。このようなことから、従来の細胞診検査と併用するHPV検査を実施することは、非常に有効な方法であろうと考えているところでございます。

しかし、現時点では、県内でHPV検査ができる検査機関が、残念ながらございません。したがって、現時点で併用検診を実施することはできない状況にあります。

そこで、笠間市といたしましては、茨城県及び検査委託機関等に、HPV検査を導入し、併用検診が一括管理できる体制整備を要望し、その実現を目指してまいりたいと思っております。

次に、女性の子宮がんワクチンについてでございますけれども、まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、きのうの市長の答弁にもありましたように、国の予算や事業が決定次第、制度の内容や県の動向を踏まえまして、笠間市としても前向きに対応してまいりたいと思っております。

さらに、教育委員会の役割ということでご質問がありましたが、子宮頸がんワクチンに関することですので、私の方でお答えさせていただきます。

平成20年のときまでは、エイズ性感染症予防講演ということで保健衛生部の方で実施してきたところでございます。ですから、その中でということかと思っておりますけれども、現時点では、その後教育委員会と協議をいたしまして、学校側で性感染症、性教育等を行う場合には事前学習が必要であるというようなこと、それから教育委員会としての手引きがございそうです。それに基づいて計画しているということで、講演会の内容等なかなか共有できないということがありまして、現在は教育委員会の保健事業の中で行われているところでございます。

しかし、子宮頸がんに関する教育につきましては、残念ながら、新しい考え方でござい

ますので行われていないと聞いてございます。

実際に子宮頸がんのワクチンを予防接種するに当たりましては、その理解をしていただくことがまず重要であろう。それから、将来的には、ワクチン予防接種をしたからといってそれでいいということではない、将来的に検診が必要になるんだということの教育も必要になってくるだろうということで、今回、国の考え方の中に、市町村が行う調査の中にどこでどういう形で行うのがいいのかという部分も市町村で検証していただきたいというような考え方もあるようでございます。

したがいまして、実際に実施する段階に当たりましては、教育委員会と連携しまして適切に行っていきたいと考えてございます。

次に、インフルエンザ菌b型、H i b予防ワクチンの公費助成についてでありますけれども、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会におきまして、インフルエンザ菌b型H i b予防ワクチンを初め、肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン及びおたふく風邪等のワクチン接種につきましては、現在は予防接種法の対象になっていないため、予防接種法の対象とすべく、対象とする疾病、ワクチンのあり方、こういったものについて協議がなされているところでございます。ワクチンへの副反応や持続効果の評価を含めまして、事故発生時の責任の所在、予防接種法への位置づけや接種費用の負担のあり方について検討し、2年以内の法案提出を目指している状況であると聞いております。

したがいまして、笠間市としましては、国、県の動向を見ながら対応を検討してまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正雄君。

〔市民生活部長 打越正男君登壇〕

市民生活部長（打越正男君） 13番萩原議員のご質問にお答えをいたします。

市民憲章についてのお尋ねでございます。

まず、市民憲章の果たす社会的役割とは何かというご質問でございますが、市民憲章は市民の皆さんから多く出された共通の思いや方向性を五つの条文にまとめたもので、その表現は実践的、理想的なもので、心のよりどころとなるものでございます。明るく健全な精神的支柱とも言える市民憲章は、市民のまちに対する愛情を醸成し、まちづくりへの参加意欲を喚起するという社会的な役割があると考えております。

次に、笠間市では、どのような市民憲章の推進活動を行ってきたかというご質問でございますが、市内92の団体、企業などが加盟する市民憲章推進協議会を中心に、推進活動を行っております。

主な活動内容でございますが、環境美化実践活動として、北山公園、愛宕山、佐白山の清掃活動に多くの市民の参加を得て実施しており、歴史文化実践活動として、宍戸地区や岩間上郷地区の歴史文化を歩きながら学ぶ散策会を開催し、声かけ運動実践活動として、毎年11月に市内の各駅、小中学校、高校においてあいさつ運動を実施いたしております。

また、広報実践活動として、友部駅、笠間駅に市民憲章碑の設置や公共施設等への市民憲章パネルの設置、記念切手の発行、桜マップの作成などを行い、啓発活動にも取り組んでおります。

次に、今後はどのように推進していくのかというご質問でございますが、市民憲章をより多くの市民に知ってもらい活動につなげていくため、活動内容を掲載した広報紙の発行をするほか、現在でも市民憲章推進協議会や一部団体などで市民憲章の唱和を行っておりますので、団体などにも広く唱和活動を呼びかけていきたいと考えております。

次に、来年度笠間市で実施する全国大会とはどのようなものであるかというご質問でございますが、この全国大会は、市民憲章運動の推進、実践、継続を目的に開催されるものでございます。

笠間大会については、合併5年目を迎え、この大会を通して市民の一体感の醸成と市民憲章を心のよりどころとしたまちづくりの推進を目指して、大会を開催するものでございます。

これまでの全国大会は、地元実行委員会、全国市民憲章運動連絡協議会、そして開催市が主催となっておりましたが、笠間大会につきましては、市民主催の大会を目指しており、市は共催として市民の手づくりの大会を支援してまいります。大会開催に向けて、市民憲章推進協議会加盟団体で構成する実行委員会を立ち上げ、開催内容の検討を進めておりますが、平成23年11月4日から6日に笠間公民館をメイン会場として開催をいたします。笠間大会のテーマは「人をはぐくむ、人が歴史をつくり、未来へつなぐ」となっており、「人」をキーワードとしてプログラムを組む予定でございます。

開催内容でございますが、11月4日は全国協議会の役員会交流会を開催し、5日にはまちづくり活動団体の展示、合気道演武の披露、元NHKアナウンサーの松平定知氏による人と歴史をテーマとした記念講演会や、市内団体によるまちづくり事例発表、また全国からの参加者が集う交流会も開催し、6日には笠間発見伝ツアーを活用した市内視察など、多彩な事業を行う予定でございます。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） ありがとうございます。子宮頸がん検診につきましては、また国としても指針としてはっきりしたものがないようですけれども、やっている県もあるということ、そしてまた子どもたちは各市町村が見ているわけですので、市町村が強い姿勢を持って、自分たちの住んでいる子どもたちは自分が見ていくというようなことがやはり一番大切ではないかなと思っております。

特に笠間市は、重要政策として子育て支援をしております。医療費も6年生まで引き上げて無料化しておりますので、どうぞいろいろなところで、子どもたちの支援にかかわるところはできるだけやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

県にこれからもますます要望をしていっていただくということですので、何かの折には

そのようなことを続けていっていただきたいと思っております。

H i bワクチンなんですけれども、これは私も孫がいるので知ったわけなんですけれども、私の孫は笠間には住んでおりません。ほかの自治体で既にH i bワクチンをしたという話を聞きまして、「お母さん、笠間はどうなっているの」と言われて、初めてそのH i bワクチンということを知ったわけなんですけれども、笠間市としては取り扱っていないということを娘と話したら、「えーっ、笠間ではやってないの」などということで、娘は助成のある自治体でH i bワクチンができたということをととても喜んでおりました。

そういったこともありますので、笠間市においては、子育てにかかわるものをいろいろなところから助成をしてこれからいくべきではないかなと思いますので、この点につきましても、これから国、県の動向を見ながら、笠間市としては強い態度で臨んでいただきたいと思っております。

次に、市民憲章についてですけれども、社会的役割として、市民の住んでいるまちに対しての愛情を持ち、まちづくりの参加意欲を呼びかけていくということですが、これは本当にそのごとくだと思います。

推進活動としては、92の団体が協議会を中心に活動をしているわけですが、残念ながらまだ一般の市民の方には認識は低いように、私からは受け取れます。しかし、今後、活動を掲載した広報紙を発行していくということですので、市民の多くの方がこの掲載紙をお読みになって、市民憲章を再確認していただければ、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」づくりに協力していただけるのではないかなと期待をしたいところでございます。

憲章ですけれども、五つの条文はすべて「何々をしよう」となっております。このことは、それらに向かって何か行動をしようというように私は受け取ります。「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」にしようということだろうと思いますので、その前提として、まずは憲章の文面を理解することから始まるように思います。

そこで、小中学校で唱和をしてはどうかという考えを持っております。唱和をすることによって、子どもたちが自分の住んでいるまちへの愛情が自然と芽生えるのではないかなと思います。

また、市役所内においても、時には職員の皆さんで唱和をしていただいで、自分の住んでいる郷土笠間市の自然、文化、歴史、そして明るいまちづくりに思いをめぐらしていただけたらありがたいなと思っておりますので、ぜひ庁内においても唱和ができるかどうか、その点のご答弁をお願いしたいと思います。

また、実行委員会の方たちが全国大会に向けて頑張っておられます。観光面においても、笠間市は観光客の誘致に努力をしているところでありますので、部長といたしましてもどのような態度をもって今回この大会を盛り立てていくのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

2問目の質問といたしましては、市民憲章に関すること二つでございますので、ご答弁

をお願いいたします。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 萩原議員の再度のご質問にお答えいたします。

笠間市民憲章を学校において唱和させてはどうかというご質問でございます。

昨日の野口議員の答弁でも触れさせていただきましたが、笠間市では、平成19年3月に笠間市の教育目標を制定いたしました。この目標は、教育基本法はもちろんのこと、笠間市民憲章の趣旨を生かしながら作成したものでございます。したがって、各学校では教育活動を通してこの教育目標の具現化を目指しているところですので、市民憲章を学校において唱和させるということは考えておりません。

各学校では、例えばこれは稲田小学校の例ですが、「いつもあかるいあいさつで、なにごとも全力でとりくむ、だれにもやさしい稲田っ子」というように、子どもたちが覚えやすく唱和できるような形で目標を作成して、合い言葉にしてその実現に努めているところでございます。

それから、教育委員会としましては、毎年、学校教育の目指すものということで方針を出しております。その中に、今年度は「郷土笠間のよさを触れる活動を計画的に実施する」ということを教育の目指すものの中に入れて、子どもたちが郷土笠間のよさに触れる活動をそれぞれの学校で計画的に実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市民生活部長打越正男君。

市民生活部長（打越正男君） 再質問にお答えをしたいと思います。

市役所内において、市民憲章の唱和をしてはどうかということでございます。職員に市民憲章を浸透させることや、議員おっしゃるように全国大会に向けて機運を高めていくためにも、唱和は大事なことで考えておりますので、庁内での取り組みをしてまいりたいと思います。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 萩原議員の再質問の中で、観光面ではどのように迎えるのか、あるいはPRしていくのかというご質問でございますが、この大会の参加者は約800名と聞いております。県外からの参加者は約150名で、そのうち宿泊される方は120名程度と予想されます。さらに、最終日には自由行動の予定となっておりますので、県外及び自由行動の参加者に対しまして、事前に市内の観光資源をめぐる「笠間発見伝」などのツアーの企画や、同時に開催中の「笠間の菊まつり」など、笠間らしい観光メニューを提供しまして、笠間市の魅力やすばらしさを感じ取っていただけるように、大会の実行委員会あるいは関係団体と連携をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 萩原瑞子君。

13番（萩原瑞子君） 教育長さんの方から、学校では市民憲章に沿った教育をされているというようなお話をいただきました。私、何日か前に学校を訪問いたしました。市民憲章をどのように扱っているのかなということでもちょっと見てまいりました。玄関に入りますと、必ず市民憲章が掲示されております。また、教室にもそれがちゃんと掲示されておりました。先生にお伺いしましたところ、市民憲章に対して、掲示はしてあるけれども子どもたちはどの程度知っているのかなというようなことを話されておりました。また、私も散歩の途中に会う学童に対して、「市民憲章って知っているかな」ということで尋ねてみましたけれども、だれ一人として知りませんでした。また、中学生も運動会のときに聞きましたけれども、「えーっ、そんなのわからないな」というお話でしたので、ぜひ市民憲章のもとに教育をされていらっしゃるならば、笠間市にはこういった市民憲章があるんだということ、そしてみんな自分たちの笠間市をよいまちにしていこう、明るいまちにしていこう、元気なまちにしていこうというようなことを時々話されてもよろしいんじゃないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

市民の皆さんが知恵を集めた市民憲章ですので、ぜひ子どもたち小さいうちから、笠間市民としての誇りを持たせていただきたいなということをお願いしておきます。

それから、庁内では、部長さんから、今、職員で唱和をしてくださるといようなお話ですので、そういった声が笠間市全部に届くように元気に唱和をしていただいて、明るい笠間市をつくっていただきたいし、また私たち市民も、自分の住むところを足元から見詰めて、よいまちにしていこうように心がけていきたいと思っております。

また、観光の面でも、やはり笠間市としては観光がメインですので、この前私たち議会の方からも、観光の商品であります発見伝の中の一つを実際に観光させていただきまして、参加された議員が11名だったんですけれども、だれもが、笠間にはこんないい商品があるんだということで、とても皆さん喜びましたし、またその方たちがいろいろなところで発信していけるのではないかなと思っております。また、次回には別な方向性の発見伝が体験、経験できたらいいなと思っております。

今回は来年度の全国大会、いろいろなところで全国大会というのはあると思うんですね。その全国大会を笠間市に誘致をするということが、笠間の観光の活性化にもつながると思いますので、いろいろな全国大会を各執行部の皆様方も自分の所管にあるものを市民に伝えて、ぜひ笠間で大会を開いていただきたいなと思っております。

特に、来年11月はちょうど菊まつりもありますし、「匠のまつり」にもぶつかるんですよ。そうしますと、本当に来ていただいた方には満足して帰っていただけること間違いありませんので、市民を挙げてこの大会を盛り上げていきたいなと思っております。

いろいろとご答弁をいただきましてありがとうございました。以上で終わりにいたします。

議長（市村博之君） 13番萩原瑞子君の質問を終わります。

次に、7番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

7番（鈴木裕士君） 議席番号7番鈴木裕士です。通告に従い質問いたします。

私は、去る6月の定例会におきまして、人事に関する質問、主に昇給、昇格について質問をいたしました。今回も人事に関する質問でありまして、人事異動についてであります。

この人事異動という問題がために、これは市長の専権事項じゃないのか、あるいはそこまで質問してどうなのかという考えの方もいらっしゃるようになっております。また、これまでの市長の職務に対する行動、あるいは成果、こういったものに対しては、私も敬服し、評価すべき点多々あるものと思っております。しかしながら、事人事異動に関しましては、世間一般に考えられている範囲、水準、これを超えている部分があると思っております。あえて質問をいたします。

山口市長は2期目となり、首長としての経験は早くも4年と6カ月になろうとしておりますが、人事異動することについての市長の理念、あるいは人事異動することの目的について、まず最初にお答えをいただきたくお願いいたします。

それから、平成21年4月と平成22年ことし4月のグループ長以上の人事異動において、在任1年で異動となった者、いわゆる昨年、1年前に異動になって、また次の年には異動になった、在任1年で異動となった者の人数と、グループ長以上の異動者全体に占める割合、これはどのようなものなのか、担当部長から回答をお願いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木裕士議員の人事等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

私は、人事異動は、効率的、効果的な行政サービスや政策課題に対応できるよう常に執行体制の強化をすること、そして幅広い経験を積んだ職員を育成することを基本に、適材適所で行うことを理念、目的として実施をしております。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） それでは、私の方から、平成21年4月、22年4月のグループ長以上の人事異動ということでございまして、その中の在任1年で異動した者の人数とその割合ということでございます。

平成21年4月で、消防職を除きますグループ長以上の役職者の人事異動者数でございますけれども、94名でございまして、そのうち27名が在任1年で異動した数になります。割合で申しますと、28.7%ということでございます。

それから、平成22年4月で、消防職を除きますグループ長以上の役職者の人事異動者の数でございますが、これは77名ということで、そのうち22名の職員が在任1年で異動した

ということになっております。割合で申しますと、28.5%ということになってございます。以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

7番（鈴木裕士君） 理念、目的について市長の方から回答をいただいたわけでありませぬ。

理念につきましては、人それぞれに若干違いがあるかと思えますけれども、市長がおっしゃられましたように、市民の方々への効率的なサービス、これが行政のトップとしての最大の目標、理念じゃないかなという気がいたします。

そこで、市民サービスの向上といいますか、効率的な運営、効率的なサービスの向上ということ、このためには、職員一人一人が本当にやる気になる、このことが必要かと思えます。一般の企業でもそうですけれども、本当にやる気になるためには、所属する団体、あるいは所属、配属されたところの上司への信頼、団体とか上司、これにいかに信頼が持てるかどうかということ、これに尽きるんじゃないかと思えます。信頼できる勤務先であるならば、あるいは上司が部下を信頼していれば、あるいは信頼できる上司がいれば、多少自分を犠牲にしてでも仕事をなし遂げようとする意欲、これは自然と発生するものだと思います。ところが、1年ぐらいで異動となった場合、というよりも異動させられた場合、その勤務先、あるいは上司への信頼感がわくのかどうかということです。この点をよく考えていただきたいのであります。

1年ぐらいで異動を命じられますと、勤務先や上司への不信感、不満、場合によっては、自分は何をしているんだという嫌悪感、こういったものしか発生しないと思えます。目的とする住民サービスの向上、これにはほど遠い存在になってしまうんじゃないかと危惧しております。

私がここで、市長の専権事項とも言える人事異動ということについて質問するに至った理由は、ここ数年間の異動状況を見て、異動の期間が余りにも短過ぎる人が多いという観点からでございます。これが市長就任1年目あるいは2年目であるならば、私にも十分理解できるものがあります。しかしながら、先ほど聞きましたように、市長在任が3年目、4年目となっても短期間の異動が相変わらず続いております。

私は、相当高齢化しておりますので、年とともに記憶力が減退していることもありまして、職員の所属や名前、課、こういったものを覚える前にその人が異動してしまうということがたびたびでありまして、言葉を選ばずに思ったままを言わせてもらえば、異常としか言いようがないほどの短さ、人数の多さであります。

市長や人事担当部長は、最初から1年で別なところに異動させることを頭に置いて異動させたわけではないと思えますね。最大の効率的な住民サービスを提供する、この目的達成のための手段として、適材適所、人材の意欲を活用、人材の育成、こういったものを目的として異動を行ったはずでありますけれども、それをなぜ1年ぐらいで覆すのか。自分

たちがこれはいいということを感じて異動させたわけです。それを何で1年ぐらいで覆すことができるのか。自己否定じゃないですかね。私にはちょっと理解できないということで質問に立ったわけです。

昔、「歌手1年、総理2年の使い捨て」という言葉がありました。今は、総理大臣も1年ももたずに退任という、こういった状況を見れば、1年の異動も別段不思議ではないと言われそうですが、ここ数年の当市役所のように、短期間にかわるのが異常であることは言うまでもないと思います。

中央官庁における役所勤めの最高位、これは事務次官でありますけれども、大部分が任期1年で退職となります。ただ、これは人事の滞留防止という面から、こういった短期間の異動になるわけでありまして。その事務次官になる前の各部署での勤務というのは、もっと長いものがあります。

私が勤務していた会社、一応金融機関でありましたが、1カ所に勤務する年数は平均で3年半ぐらい、これは業界全般に言える年数でありました。また、金融機関であります県内でもトップクラスのある銀行は、支店長はほぼ2年で交代しておりますけれども、2年でも私には大変短く感じられます。金融機関は文字どおりお金を扱う仕事でありますから、顧客との癒着を防いだり、あるいは内勤と前線の仕事を交互に行うことによって見識の高いすぐれた人材を育成することが目的にあります。あるいは「三日、三月、三年」の言葉がありますように、なれによるやる気の喪失を防いで、心機一転鋭気を醸し出すということがあります。こういったことから、メーカーなどは1カ所の残任期間はもっとはるかに長くなっております。

それで、公務員についてどうなのかなということで、インターネットで調べましたけれども、掲載されている対象事例というのはそう多くはありません。しかし、技術系を除くと、大体どこの公共団体が発表しているのも、3年というのが一般的なような考えであります。

話は変わりますが、選挙用の市長のパンフレットの経歴から、市長にサラリーマンの経験があるのかどうかちょっとわかりませんが、もしあったとしても、ごくわずかな期間であったと思います。こういったことから、サラリーマンの気持ち、短期間に異動となる者の気持ち、どのような状態のときにやる気が出るのか、こういったことを理解してといっても無理があるかなと思います。

たった1年での異動、これを異動する身になって考えますと、栄転とはっきりわかる場合、昇格を伴うような場合を除けば、短期間で何ができたのか、何のために1年間在籍したのかを考える人もいるかと思えます。中には、おれはだめな人間かなと考える人もいるかと思えます。こういったことから、その異動させられた人間にとっては、何のメリットもないむだな1年としか言いようがないんじゃないかなという気がいたします。

そして、もっと大事なことは、短期間での異動、これは人を育てることができないこと

であります。早く動かして大きく成長するというのは、将棋のこまの「歩」、これぐらいじゃないかと思っております。

先般、岩間地区での市政懇談会に出席しましたけれども、ある出席者から、毎年のように担当者がころころ変わっては、市民の顔や名前はもちろん、地名も満足に覚えられないのですか、ましてや地に足がついた施策などはとても望みようがないんじゃないかというような感じの言葉がありました。全く同感であります。

この短期の異動ということをも市民目線で考えますと、行政というのは、本当に住民のことを理解し考えているのか、こういった疑念を持ちます。そして、どうせ担当者は短期間でかわるのだから適宜に対応しておけばいいだろう、あるいは繰り越しの案件をちゃんと引き継ぎされているのか、このように考えてしまって、市民に対してもよい結果を与えるものではありません。

そしてまた、他の自治体、団体、あるいは企業から見ても、「何だろう」という疑念の考えは当然に発生します。

そこで、2回目の質問に入ります。

先ほど発表になった在任1年で異動となった職員で、一つは、本人の希望で異動したもの、二つ目は、異動先の上司や市長の意向によるもの、3番、その他の理由による、それぞれの人数はどのような状態なのか、担当部長より回答をお願いします。

それと、先ほど回答がありましたような短期間の異動者の数、それと割合、これについて市長の考えがどうなのか、以上につき回答をお願いします。

前の質問に対しましては、人事管理上答えにくい面があるかなと私も思っておりますので、もし支障があるようならば回答は省略されても結構でございます。

以上です。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 引き続き鈴木（裕）議員の質問にお答えをいたします。

在任1年で異動した職員の本人の希望とか、異動先の上司の意向だとかいろいろ質問がありました。担当部長からの答弁ということでございますが、人事異動については、さまざまな要因を総合的に検討した上で私の方で決定しておりますので、これらの点については答弁を控えさせていただきたいと思っております。

それと、短期間異動についての市長の考え方ということでございますが、私は人事異動においては、短期間での異動は、いわゆる短期間というのは1年ということでございますが、原則行わないということを念頭に置いて実施をしております。

ただ、例えば平成22年4月の人事異動におきましては、グループ長以上の役職員241名おりまして、そのうち77名が異動しております。この77名のうちの異動者は22名でございます。いわゆる1年以内で241名のうち22名が異動になったということでございますが、

パーセンテージから言うと10人に約1人でございまして、これは組織としての人事異動上当然あり得ることだと私は思っております。

議長（市村博之君） 鈴木裕士君。

7番（鈴木裕士君） 市長は、この割合からいけば、この短期間の異動は特に異常じゃないという話がありました。事前通告していれば質問したんですけど、それでは県庁の場合どうなんだよということで副市長に聞きたいところでありまして、通告してないので取りやめますけれども、異常か異常でないか、確かに異動を命じた者としてはそのように答えざるを得ない面があるかと思えます。ただ、こういった異動期間、この短い人が多く発生するということは、先ほども申し上げましたように、私は自分の経験からいきますと、あるいは現役時代の周りの声を聞きますと、決していい結果をもたらすものではないということは、ここで断言できます。

それで、異動を短くさせている大きな要因として、部長も短期間にかわるんですね。この部長という職を論功行賞的に用意しているという感じがするんですけども、ある程度はしょうがないとは思いますが、この中で人事を担当する、直接言うと失礼になりますけれども、人事を担当する部長につきましても、やっぱり同じように扱われている。いわゆる部長職が短いし、その中でも一番大事な人事担当部長も短いということが、こういった短期間の大きな異動人数じゃないかという気がいたします。

一つの組織の人数が大体700名を超えると、民間企業でも、いわゆる中堅どころと呼ばれるようになりまして、世間からは一目置かれまして、町工場とは全く別な存在となります。また、企業は、成長することによりまして株式公開を目指しますけれども、公開に当たっても、当局から内部管理体制あるいは成長性、こういったものを丹念にチェックされ、これによって一段と充実した組織ができ上がってきます。

我が笠間市も、合併によりこの中堅どころへの仲間入りをしております。が、事人事や内部管理に関しましては、村役場的な考えから脱却できないような気がしてなりません。こういったことから、これまでも別な角度から質問してまいりました。

個々の企業や業界によってやや考え方は違う部分ありますが、「企業は人なり」の精神が一般的に浸透しております。昔は、物をつくる二次産業では余りこの言葉を使いませんでしたが、最近では新商品の開発や内部管理の重要性、こういったものが認識されてきたことから、ほとんどの業種で言われております。

地方自治体も、人によるサービスの提供を主とすることから、人材というものは宝でありまして、人材が成長することは非常に重要なことであります。

一般企業では、人材をどう育成するか、どのような人物を理想として人間を育てるか、それが企業の盛衰を左右することとなりますので、人事を担当する部門の人間については、単に教育するだけではなく、いわゆるエリートコースを歩ませるような特別な考えを持っているところが多く存在します。昔から、人材育成に力を注いでいるところは、採用直後

から人事を担当するにふさわしい人物をマークして、各種の仕事を経験させながら中心業務は人事を行わせるなど、一貫した政策をとって、人事管理の大切さ、人事育成の重要さが受け継がれております。

自治体においても、効率的な行政、発展性のある行政を行う上で、すぐれた人材の育成というためには、民間以上に人事部門に重点を置き、ぶれのない人事政策を行う必要があると思っております。人事を担当する人間は、ふだんから、そして長い年月をかけて人間関係や情報のネットワークをつくり上げて、なおかつ職員一人一人の性格、生活状況、家庭環境、仕事の状況等を把握して、初めて人事担当の職務を全うできるものであります。失礼な言葉に当たるかも知れませんが、1年や2年の短い在任期間で、腰かけの的にやるものでないことは、ここで断言しておきます。

一方、人事異動は、職員を生かして成長させ、最大限の効果を発揮させるべきものでありますけれども、短期間の異動を一般の職員から見れば、大志を抱いて市の職員となつて一步一步階段を上っていたところ、突然暗闇に突き落とされ、進む方向がわからなくなったに等しいことであります。目先の成果を求めることも要求されるでありますが、長期的展望に立った人材の育成、これも笠間市の今後を考えますと必要不可欠な問題であります。

そこで、人事を担当する部長及び課長については、他の部署との異動とは考えを切り離し、人事に関して経験を十分に積ませた人物を配置すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

また、他の部長職の異動についてでありますけれども、部長職を論功行賞的に与えているためか、部長の職について1年で退職する方が少なからずおります。各部門のトップとして重責を担う部長が在職1年で退職することが妥当なのか、1年で何ができるのか、また異動を命じる立場として何を期待しているのか、この点も私にはわかりません。現状を認識して改善すべき点を把握し、検討して、短期、長期の計画を立てて実行に移し、結果について責任を持って確認をする、これが仕事の流れであります。自分が立てた計画がどのような結果を生んだのかを確認する、これが責任ある仕事であります。これまでのように部長職を経験したという肩書をつけて送り出したり、1年間を判こ押しだけで終わらせるのであれば、本末転倒じゃないかなという気がいたします。

このような中、1年で仕事がかわるということは、専門的な知識、技術の吸収、いわゆる職員のレベルアップを阻害することになります。そういったことから、人事担当以外の部長職についても、在任期間を少なくとも3年程度に延ばした異動とすべきと考えますが、考えをお聞かせください。

それから、短期間の異動について、理由別の人数のアンサーでありました。恐らくほとんどが上司と申しますか、その上に立つ人間の意向によるかと思っておりますけれども、中には本人の意向による部分もあるかと思っておりますけれども、本人によるものがあつたとしても、

1年ぐらいのものは認めるべきじゃないという気がいたします。

それで、恐らく大部分は上司の意向による場合かなという気がいたしますけれども、一つは、当該人の技量あるいは性格等が上司が思っていたレベルより下であるとき、もう一つは、この反対で、異動した者の技量が上司である人間より上である、こういったことから上下関係がしっくりいなくなったり、上司があなどられることとなるときがあります。

異動に当たっては、上司に当たる管理職の意向を確認すれば、必ずといってよいほど自分の使いやすい人物を希望するはずで、いわゆるイエスマンを自分の身の回りに配置することになります。このために、短期間の異動が数多く発生する原因になっているのかという気もいたします。

赴任後短期間にかかわらず異動させることは、人を使い切れない上司の無能力さをあらわしております。上に立つ人間の器量不足が原因じゃないかという気がいたします。

市の職員は、ほとんどの部署が多額の予算を計上しておりまして、長くいるということは私も反対でありますけれども、ただ、余りにも短過ぎるということが言えるんじゃないかと思えます。

先ほどの質問に対する回答をお願いいたします。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問に引き続きお答えをいたします。

最初に、補足をさせていただきたいと思えます。先ほどグループ長以上の241名の人事を行う上で、1年間で22名の短期異動があったということを申し上げましたが、そのうち11名は昇格という形での異動でございます。

鈴木（裕）議員の方からいろいろご意見をいただきました。何を根拠に言っているのか、思い込みで言っているのか、私は甚だ憤慨しております。私どもの市の職員は、短期間でかわるのであるからいいのではないかと、そういう安易な気持ちで仕事をやっている職員は一人もおりません。それは明言をさせていただきたいと思えます。

長期的展望に立った人材育成が今後の笠間市に必要と考えている、人事を担当する人材については経験を十分に踏ませてから管理職として配置すべきであると考えているということでございますが、この件については、私も同じような考えで同じように行っております。

それと、人事担当以外の部長も1年でかわるケースが多いと。確かに1年で退職する職員もおりますし、みずから勸奨で退職する部長もおります。きょうひな壇に座っている部長の顔ぶれを見れば、何年やっているかということはおのずとわかるのではないかなと思っております。

それと、論功行賞的に扱っているという指摘がありましたが、私はどういう意味で言っているのか全くわかりませんが、業務上の功績、実績を上げた者にそれにふさわしい相応のポストにつけるということは、これは当然のことです。部長の人事におき

ましては、適材適所で実施をしておるところでございます。

また、部長となる人材は、部の枠を超えて全庁的な視点を持って高度な政策判断のできる職員であると考えておりますので、短期の在任期間であってもしっかり仕事をしてくれるものと確信をして人事を行っております。

以上です。

議長（市村博之君） 7番鈴木裕士君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、14時10分に再開いたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番石崎勝三君が着席いたしました。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番町田です。さきに通告しました、1、少子化対策について、2、愛宕山道のこさ払いについて、3、日本ゴルフツアーにおける駐車場対策について、4、耕作放棄地の対策についての4点を一般質問いたします。

最初に、少子化対策でございますが、笠間市も高齢化による人口減が進んでいます。子育て支援策として、市内全保育所の保育料、幼稚園の授業料を無料にすることとしたら、年間の費用はどのぐらいの金額になるのかお尋ねします。

2点目、愛宕山道のこさ払いについて、現在、愛宕山道は乗用車で通行するには支障はございません。大型観光バスは、天井部分が接触するとの苦情が来ております。また、愛宕山の石段が何カ所か崩れています。現在、この石段を利用する人が大変に多く、整備をお願いします。

3点目、ことしの6月3日、4日、5日、6日、宍戸ヒルズカントリーで行われたゴルフツアー駐車場に岩間B & GグラウンドのC面が使用することになっていました。その後、急遽、A面グラウンド、B面グラウンドを使用するから、6日の岩間地区ソフトボール大会を延期せよと。ここで「延期せよ」というのは、命令調で来たんだと思います。ソフトボール部長に申し入れがありました。既にソフトボール大会の代表者会議が済んでいました。10チーム、部員、選手は合計で150名、私もソフトボールの役員をしていますので、スポーツ振興課に電話をし、撤回をさせました。

現在、B & Gは、指定管理者日立ライフが管理運営を任されています。私は、この発信元は日立ライフじゃないかと確信しています。なぜかといえば、スポーツ振興課なら、既に4月からの行事が全部のっかっているわけです。ましてや、急遽、AとBのグラウンドを使用するという突発的、これはツアーは前々からわかっているわけです。その土曜日に

使用する人は全部断ったそうです。

また、最後の耕作放棄地でございますが、3人の質問者があります。だけど、私も出した以上は、一言でもしゃべる義務があります。それで、この放棄地というのは、私も営農組合長やって7町歩管理していたわけです。その中にも耕作放棄地があります。だが、これは私もトラクターで入っていったんですが、入ったきり出られなっちゃうんですね、深くて。それで、いまだに10年間放置されております。

それで、この暗渠をするのに、私がみんなの田んぼを竹とビニールのパイプでいろいろ研究してやっておりますが、今回、プロの土建屋さんをお願いした人がおります。私もずっと最後まで見ていたんですが、町田さんよ、暗渠というのはただやればよいというものじゃないと。一番下に砕石を敷いて、その上にパイプを入れて、また砕石を厚く入れるんですね。それで、上の土は全部どかして、粘土質のような土をそのままかぶせたのでは絶対に暗渠はならないと。

ただ、お値段はお幾らですかと。1メートル3,900円、このうち100メートル、39万円から40万円。ただし、パイプは笠間市から提供されまして、その分は引くんですが、とにかく市長も何回も答弁しておりますが、放棄地の解消というのは大変です。実際に産業経済部長がトラクターで放棄地のセイタカアワダチソウの中へ入って行って耕してみたいと思うんですが、1時間としてできません。目が真っ赤になってしまいます。そういうわけで、この暗渠をするパイプ代だけではなく、上積みするような、放棄地を解消する検討をお願いしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

幼稚園、保育所の保育料の無料化についてのご質問でございますが、保育所の運営につきましては、児童福祉法により、保育が必要な児童の保育については市町村が行うとされ、現在、笠間市では私立6カ所、公立4カ所で実施し、その運営費につきましては、私立の場合は国、県及び市の負担と保育料により児童の保育に必要な経費を支出し、公立については保育料と市の負担により運営しております。

現在の市の保育料につきましては、子育て支援の立場から、合併後の保育料統一の際に減額を行いまして、総額で国の基準額約2億8,400万円より約9,900万円を減額し、1億8,500万円とし、約35%の減額となっております。

また、幼稚園につきましては、保育料の援助として、私立幼稚園の家庭に公立幼稚園との格差を是正するため、家庭の所得に応じ幼稚園就園補助金として、21年度実績で922名分、8,446万4,000円を支給しております。

議員ご質問の保育料につきましては、行政サービスに対する一定の適切な負担を保護者

にさせていただくのが原則であると考えますので、少子化対策の施策としては、現在の保育料の減額を維持してまいりたいと考えております。

次に、保育料を無料化した場合の金額についてでございますが、保育所の保育料を無料化した場合、市の負担は、21年度分実績で現在実施しております減額分を含めると2億8,489万6,210円が市の負担となります。また、幼稚園の保育料を負担した場合は、総額1億8,378万1,200円の経費が必要になります。したがって、保育所と幼稚園の保育料を合わせると、4億6,867万7,410円の経費が必要になります。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 17番町田議員の愛宕山道のこさ払いについてお答えをいたします。

岩間地区の五霊から愛宕山頂へ通じる市道（岩）1級15号線で、いわゆる愛宕山道は、桜の名所と言われるように沿道にはたくさんの桜の木が植えられており、これらの木の枝などが道路側に張り出し、大型車両の通行に支障を来しているところでございます。

このようなことから、本市では、本年7月に五霊池から中腹までの区間枝払いを実施したところでございます。引き続き中腹から山頂までの区間についても、道路に張り出している小枝などの除去作業を早急に行い、通行車両の安全を確保してまいります。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 町田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の愛宕山神社の石段の整備というご質問でございますが、この石段は愛宕神社が管理しているもので、市の管理ではございません。先般、現地を調査いたしました。この石段は315段あり、木の根などによる石段の浮き、あるいはずれ等が見受けられた状態でした。

なお、愛宕神社の総代会に確認をしましたところ、修繕や補修が必要である場所については、総代会でも把握しているということでございます。さらに、年次的に計画して修繕していくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、耕作放棄地のご質問でございますが、議員のご質問の中でありました暗渠排水につきましては、一つは、水田農業条件整備事業として、耕作放棄地対策地ではございませんが、湿田を改良するため暗渠排水工事の資材を一部市が助成するという事業で行ったものだと思えます。

さらに、ご質問の耕作放棄地に対する暗渠排水でございますが、規模や内容、方法、あるいは条件等もでございます。これらにつきましては、大変有効な手段だということで聞いております。国、県の事業もでございます。さらには、それらの耕作放棄地には予防あるいは解消といういろいろメニューもございます。先ほど来お話しておりますように、事業の

内容によってさまざま違いますが、今後とも、県あるいは関係機関、団体と連携をとりながら、耕作放棄地の抑制、解消に向けた検討を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

海洋センターのグラウンドの利用につきましては、広く市民の皆様にご利用いただいているところでございます。

今回の件につきましては、市内で開催された日本ゴルフツアー選手権が年々観客数が増員となっております。参考までに申し上げますと、20年が1万7,500人、21年が2万5,200人、今年22年は3万人という人数となっております。このようなことから、当初予定していた駐車場が急に不足になりまして、駐車場確保のため、海洋センターで予定されていたソフトボール大会を市の方で期日の変更についてお願いをしたものでございます。

しかし、主催者側との協議の結果、当初の予定どおり駐車場はC面のみとし、ソフトボール大会についても予定どおり開催をしていただいたところでございます。

今後、このようなことのないよう行事運営について十分注意を払い、対応してまいります。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 再質問します。

少子化対策の幼稚園、保育園の無料化、これは本当に大変な金額になります。金額はどうであろうとも、実際に茨城県で大子町では保育料を無料化という形でやっているんですね。来月から町内全保育所の保育料と幼稚園の授業料、給食費を無料とする予算を盛り込んだ本年度一般会計補正予算案を可決した。保育料の無料化は県内市町村で初めて、町は10月から実施する。町が進める若者が住むまちづくりの子育て支援策だと。

とにかく若者が住むまちづくりをしていかないと、人口は減り続けると思うんですね。もしこの金額で、将来、将来といたって2年ぐらいですね。実施することができるのか、市長に簡単にお尋ねしたいと思います。

また、2番目の愛宕山道のこさ払いなんですが、これは本当に結構です。315段、通称百垣という階段がありまして、茨城県でもこれだけの階段がある山は、神社はないと思います。

それで、このこさ払いを前々回のときに、県道上吉影線にこさ払いをお願いしたわけでございます。たかがこさ払いと言うけど、まず私もびっくりしてしまうほど、約30メートルある杉の大木をずっと天井までこさ払い、現在も続いております。あの近辺では「何だ、これ」と、景色が一変するんですね。だから、あのこさ払いしたら、これは通告してないから後にしますが、3番目のゴルフツアーの件なんですか、これは私は日立ライフの指示

なのだろうと思ったんですが、B & Gの指定管理者の日立ライフの上にスポーツ振興課がのっかっているんですね、ちゃんと札が。それでも余りに無謀な要望であって、これは何でもないんですね。どこの地区でも、石川 遼君が予選を通過したら、これは大変だ、駐車場どうすべ、これが現実なんですよ。そうなんでしょう、次長。何でもないんですよ。石川君が予選通過しなければがくっと減るわけですから、だから、急速B & GのA面、B面使えと、こう出たんだと思うんですよ。

やっぱりスポーツの施設なんですから、あくまでも私が言うのは、スポーツが優先です。このことだけは頭に入れておいて、今後やってもらいたい、来年もまたありますから。

それで、あそこのA面、B面というのは、自動車を一回も、どんなことがあっても入れたことはありません。私、C面グラウンドで土日ソフトボールの練習をやっていっていますが、あのC面のグラウンド、ひどいですよ、でこぼこに固まっちゃって。子どもらがサッカーやると。だから、あそこにグラウンド整備する鉄骨があるんですが、私、時々ぐーっと一回りしてやっているんです。とにかく細心の注意を払って、また来年もあるからね、教育次長。来年かわっちゃうんだ、皆。さっきの話のように。とにかくこれだけは十二分に気をつけてください。以上。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 町田議員の幼稚園、保育料の無料化の件でございますが、将来というのは、二、三年後という観点で申し上げますと、笠間市で、先ほど申しました幼稚園、保育所を無料化にしますと4億6,000万円強の財源負担が伴いますので、笠間市としては無理であります。

以上です。

議長（市村博之君） 17番町田征久君。

17番（町田征久君） 本当は3回やろうと思ったんですが、私の質問したことに的確な答弁をいただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（市村博之君） 以上で、17番町田征久君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日引き続き本会議を開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

午後2時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署名議員 海老澤 勝

署名議員 萩原 瑞子